別記

個人情報取扱特記事項

　（基本的事項）

第１条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

　（秘密の保持）

第２条　受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他に知らせてはならない。業務が終了

し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

　（保有の制限）

第３条　受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するにあたっては、業務

を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

　（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第４条　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの

契約の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

　（漏えい、き損及び滅失の防止等）

第５条　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の

個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

　（資料の返還等）

第６条　受注者は、業務を処理するために発注者から引渡された、又は受注者自らが取得し、

若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後又は使用する必要がなくなった場合は、直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

　（複写又は複製の禁止）

第７条　受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

　（再委託の禁止）

第８条　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書

面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

　（事故発生時における報告）

第９条　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知った

ときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。